

第 5 4 号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場、J R 芦屋駅北大原自転車駐車場及び J R 芦屋駅南
自転車駐車場 1 0 の供用を開始するほか、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 及び J R 芦屋
駅南自転車駐車場 3 の供用を廃止することに伴い、関係規定を整理するため、この条
例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務時間等） 第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、<u>J R 芦屋駅北自転車駐車場、J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場</u>及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場3及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。 2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R 芦屋駅北自転車駐車場、<u>J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場</u>及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とする。 3 （略） 別表第1（第2条関係）	（業務時間等） 第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場3及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。 2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とする。 3 （略） 別表第1（第2条関係）

改正後					改正前				
名称			位置		名称			位置	
阪神打出駅前自転車駐車場～ＪＲ 芦屋駅北自転車駐車場			(略)		阪神打出駅前自転車駐車場～ＪＲ 芦屋駅北自転車駐車場			(略)	
ＪＲ芦屋駅北船戸自転車駐車場			芦屋市船戸町 1 1 0 番先、 1 1						
			5 番先						
ＪＲ芦屋駅南自転車駐車場 1 ～ Ｊ Ｒ芦屋駅南自転車駐車場 9			(略)		ＪＲ芦屋駅南自転車駐車場 1 ～ Ｊ Ｒ芦屋駅南自転車駐車場 9			(略)	
別表第 2 （第 5 条関係）					別表第 2 （第 5 条関係）				
1 ＪＲ芦屋駅北自転車駐車場の使用料～ 6 阪急芦屋川駅南 月若自転車駐車場の使用料 (略)					1 ＪＲ芦屋駅北自転車駐車場の使用料～ 6 阪急芦屋川駅南 月若自転車駐車場の使用料 (略)				
<u>7 ＪＲ芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料</u>									
自転車等の種類		使用料（円）							
		定期使用		一時使用					
		1 月	3 月	1 日					回数使用 （ 1 1 回分）
自転車		1 , 5 2 0	4 , 2 7 0	—	—				
備考 (略)					備考 (略)				

第２条　芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
(業務時間等) 第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場、J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場、<u>J R 芦屋駅北大原自転車駐車場</u>及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場3、<u>J R 芦屋駅南自転車駐車場9</u>及び<u>J R 芦屋駅南自転車駐車場10</u>については、午前6時から午後10時までとする。 2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R 芦屋駅北自転車駐車場、J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場、<u>J R 芦屋駅北大原自転車駐車場</u>及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とする。 3 (略) (使用許可) 第4条 (略) 2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場、<u>J R 芦屋駅北大原自転車駐車場</u>及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場3の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。 3 (略) 別表第1 (第2条関係)	(業務時間等) 第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場、J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場3 及び<u>J R 芦屋駅南自転車駐車場9</u>については、午前6時から午後10時までとする。 2 駐車場の休業日は、1月1日から1月3日まで及び12月31日とする。ただし、阪神芦屋駅南自転車駐車場、J R 芦屋駅北自転車駐車場、J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、1月1日とする。 3 (略) (使用許可) 第4条 (略) 2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場3の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。 3 (略) 別表第1 (第2条関係)								
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場</td><td>(略)</td></tr> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場	(略)	<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場</td><td>(略)</td></tr> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場	(略)
名称	位置								
阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場	(略)								
名称	位置								
阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場	(略)								

改正後				改正前			
J R 芦屋駅北大原自転車駐車場		芦屋市大原町 2 6 5 番先					
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 ～ J R 芦屋駅南自転車駐車場 9		(略)		J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 ～ J R 芦屋駅南自転車駐車場 9		(略)	
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0		芦屋市上宮川町 1 0 8 番 1 先					
別表第 2 （第 5 条関係）				別表第 2 （第 5 条関係）			
1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料～ 7 J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料 （略）				1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料～ 7 J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料 （略）			
8 J R 芦屋駅北大原自転車駐車場の使用料							
自転車等の種類		使用料（円）					
		定期使用		一時使用			
		1 月	3 月	1 日	回数使用 （ 1 1 回分）		
自動二輪車		—	—	3 0 0	3, 0 0 0		
9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料							
自転車等の種類		使用料（円）					
		定期使用		一時使用			
		1 月	3 月	1 日	回数使用 （ 1 1 回分）		
自転車		—	—	1 0 0	1, 0 0 0		
原動機付自転車		—	—	2 0 0	2, 0 0 0		
備考 （略）				備考 （略）			

第 3 条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
(業務時間等) 第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場、J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場、J R 芦屋駅北大原自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場9及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場10については、午前6時から午後10時までとする。 2・3 (略) (使用許可) 第4条 (略) 2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場及びJ R 芦屋駅北大原自転車駐車場の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。 3 (略) 別表第1 (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北大原自転車駐車場</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北大原自転車駐車場	(略)			(業務時間等) 第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場、J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場、J R 芦屋駅北大原自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、<u>J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場3</u>、J R 芦屋駅南自転車駐車場9及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場10については、午前6時から午後10時までとする。 2・3 (略) (使用許可) 第4条 (略) 2 自動二輪車については、阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場、阪神芦屋駅西自転車駐車場、<u>J R 芦屋駅北大原自転車駐車場及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場3</u>の一時使用に限り使用を許可するものとする。ただし、原動機付自転車に類似するものについては、この限りでない。 3 (略) 別表第1 (第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北大原自転車駐車場</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>J R 芦屋駅南自転車駐車場1</u></td><td>芦屋市業平町1番1、1番2、</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北大原自転車駐車場	(略)	<u>J R 芦屋駅南自転車駐車場1</u>	芦屋市業平町1番1、1番2、
名称	位置												
阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北大原自転車駐車場	(略)												
名称	位置												
阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北大原自転車駐車場	(略)												
<u>J R 芦屋駅南自転車駐車場1</u>	芦屋市業平町1番1、1番2、												

改正後		改正前	
			<u>1 番 3</u>
		J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	芦屋市業平町 5 番 2 ～ 5 番 4
J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 ・ J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0	(略)	J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 ・ J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0	(略)
別表第 2 (第 5 条関係)		別表第 2 (第 5 条関係)	
1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料 ・ 2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料 (略)		1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料 ・ 2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料 (略)	
3 阪神打出駅前自転車駐車場及び阪急芦屋川駅北自転車駐車場の使用料		3 阪神打出駅前自転車駐車場、 <u>阪急芦屋川駅北自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 3</u> の使用料	
(略)		(略)	
4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料		4 阪神打出駅南自転車駐車場、 <u>阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1</u> 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料	
(略)		(略)	
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料 ～ 9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料 (略)		5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料 ～ 9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 9 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 7 年 1 2 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

参 照

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場、J R 芦屋駅北大原自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 10 の供用を開始するほか、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 3 の供用を廃止することに伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場に係る規定の追加（第 1 条関係）

ア 名 称 J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場
イ 位 置 芦屋市船戸町 1 1 0 番先、1 1 5 番先
ウ 業務時間 午前 6 時から午前 0 時まで
エ 休業日 1 月 1 日
オ 使用料

自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)
自転車	1, 5 2 0	4, 2 7 0	—	—

カ 供用開始日 令和 7 年 9 月 1 日

(2) J R 芦屋駅北大原自転車駐車場に係る規定の追加（第 2 条関係）

ア 名 称 J R 芦屋駅北大原自転車駐車場
イ 位 置 芦屋市大原町 2 6 5 番先
ウ 業務時間 午前 6 時から午前 0 時まで
エ 休業日 1 月 1 日
オ 使用料

自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 (11回分)
自動二輪車	—	—	300	3,000

カ 供用開始日 令和7年12月1日

(3) J R 芦屋駅南自転車駐車場10に係る規定の追加（第2条関係）

ア 名 称 J R 芦屋駅南自転車駐車場10

イ 位 置 芦屋市上宮川町108番1先

ウ 業務時間 午前6時から午後10時まで

エ 休業日 1月1日から1月3日まで及び12月31日

オ 使用料

自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 (11回分)
自転車	—	—	100	1,000
原動機付自転車	—	—	200	2,000

カ 供用開始日 令和7年12月1日

(4) J R 芦屋駅南自転車駐車場1及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場3の供用を令和7年12月31日までとする。（第3条関係）

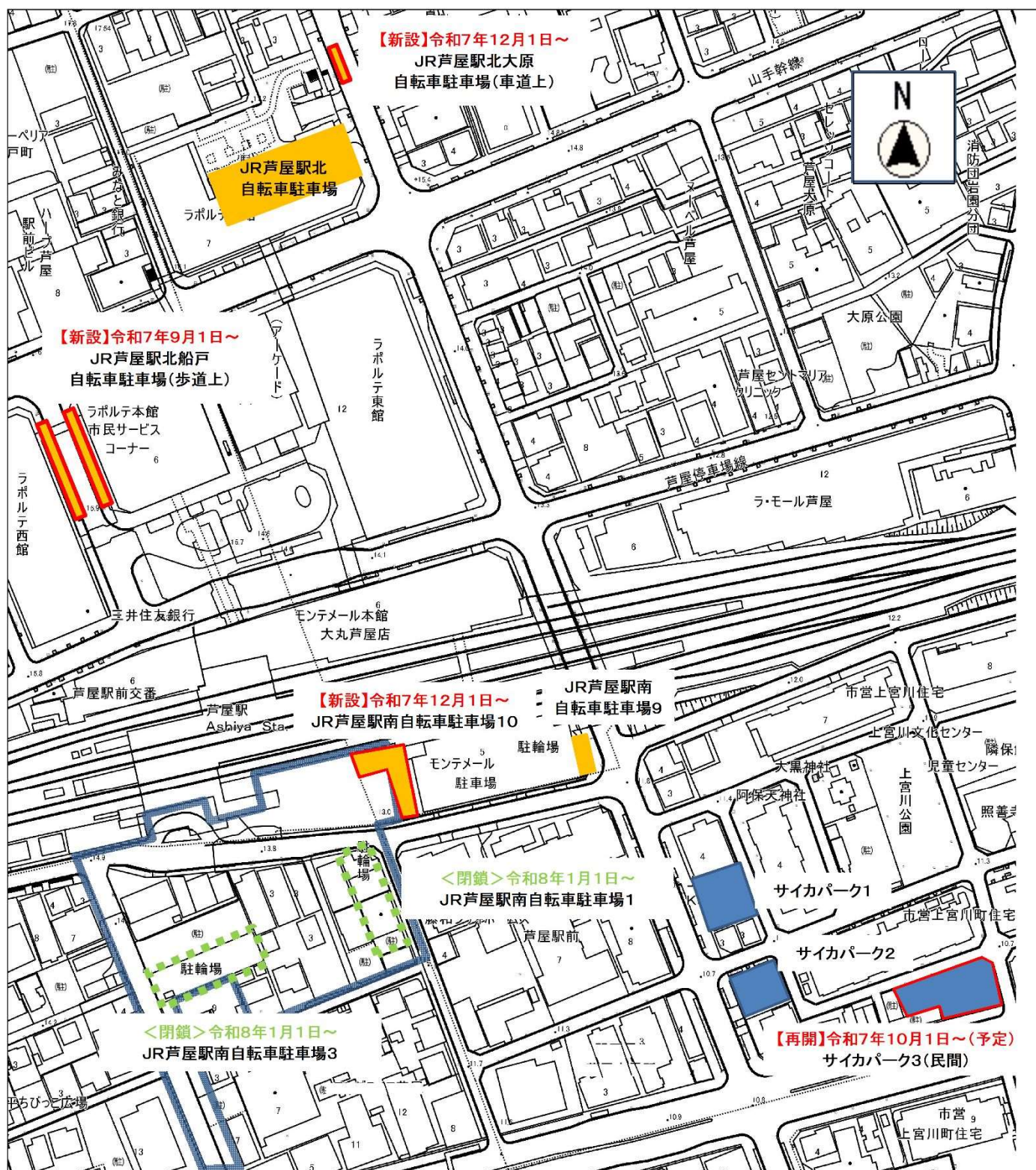
3 施行期日

(1) 2(1)の規定 令和7年9月1日

(2) 2(2)及び(3)の規定 令和7年12月1日

(3) 2(4)の規定 令和8年1月1日

< JR 芦屋駅周辺地図 >



<自転車駐車場収容台数推移>

■は新設、 ■は閉鎖、 ■は変更

(台)

名称		位置	種別	区分	4.1 時点	9.1 時点	12.1 時点	R8.1.1 以降
J R 芦屋駅北自転車駐車場	—	大原町 265 番(既設)	自転車	定期	295	295	178	178
				一時	429	429	429	429
			原付	定期	180	180	257	257
				一時	74	74	74	74
	船戸	船戸町 110 番先、115 番先(新設)	自転車	定期	0	110	110	110
	大原	大原町265番先(新設)	自動二輪	一時	0	0	7	7
J R 芦屋駅南自転車駐車場	1	業平町 1 番 1～3 (閉鎖)	自転車	定期	271	271	271	0
			原付	定期	77	77	77	0
	3	業平町 5 番 2～4 (閉鎖)	自転車	定期	219	219	219	0
				一時	77	77	77	0
			原付	定期	15	15	15	0
				一時	29	29	29	0
			自動二輪	一時	10	10	10	0
			9	上宮川町 108 番 1 先	自転車	定期	24	24
	10	上宮川町 108 番 1 先 (新設)	自転車	一時	0	0	77	77
			原付	一時	0	0	30	30
J R 芦屋駅北・南 自転車駐車場の合計			自転車	定期	809	919	802	312
				一時	506	506	583	506
			原付	定期	272	272	349	257
				一時	103	103	133	104
			自動二輪	一時	10	10	17	7

<参考>サイカパーク3(民間)【再開】	自転車	定期	0	0	477	477
---------------------	-----	----	---	---	-----	-----

※上記の収容台数について、現地の状況等を考慮し適宜変更となる可能性があります。